

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター（以下「この法人」という。）の倫理規程第4条に規定する役職員の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役職員に対して適用する。

(利益相反行為の禁止)

- 第3条 役職員は、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）には、理事長に書面で申告するものとする。
- 2 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。
 - 3 役職員は、法人が事業等を行うにあたり、理事、監事、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(自己申告)

- 第4条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、理事長に書面で申告するものとする。
- 2 原則として、利益相反につながる可能性のある行為を行ってはならず、やむを得ない理由により、かかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第5条 役職員は、毎年5月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第6条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長は、事務局と連携して申告内容の確認

を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には副理事長（但し、申告を行った者が副理事長である場合には他の理事）と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

- 2 前項にかかわらず、第4条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長又は副理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。
- 3 前2項における適正化等措置とは、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

（申告内容及び申告書面の管理）

第7条 第4条又は第5条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年11月17日から施行する。（令和4年11月16日理事会決議）

別紙

1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
3. この法人がその職員の債務を保証することその他その職員以外の者との間におけるこの法人とその職員との利益が相反する取引
4. この法人の利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、利害関係者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす